

三木市地域公共交通検討協議会設置要綱の改正 について

1 改正理由

- (1) 地域公共交通計画の策定等において活用する国庫補助の申請において、近畿運輸局から設置要綱に本協議会の設置根拠法令（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の明文化の指示を受けたため。
- (2) 上記法令の改正により、今後、バス路線の国庫補助の一部について、本協議会を通じ事業者を補助することとなることなど、協議会の会計が必要なることから、要綱に会計及び監査に係る規定を追加し、協議会会計の公正な執行を行うため。
- (3) 議事事項 1 の本協議会と地域公共交通会議の統合に係る設置要綱の整理のため。

2 改正概要

- (1) 設置根拠法令として、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」を明文化
- (2) 所管事項及び委員について、道路運送法に基づき必要となる規定を追加
- (3) 委員について、令和 3 年 4 月から運行を開始したデマンド型交通の運行事業者を委員に追加
- (4) 監査の事務の規定を追加
- (5) 書面協議に関する規定を追加
- (6) 事業年度、経費の負担及び財務に関する事項を追加

3 改正内容

- 別紙 2 - 1 設置要綱（改正案）
- 別紙 2 - 2 新旧対照表
- 別紙 2 - 3 設置要綱（現行）